

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇ 監査公告 昭和三十年度に係る民生労働部各課の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第七十号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る民生労働部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 小谷善高

同 上根政幸

監査箇所

厚生援護課 昭和三十一年十月十日監査

婦人児童課 同

保険課 同

労働課 同

職業安定課 同

厚生援護課 昭和三十一年十月十日監査

監査委員 山本四郎

同 近藤伝一

一 保護決定の適正化と保護家庭の自主性助長に一層配慮すること。

本年度における保護適用状況は、延五七、四七三世帯、一六〇、七四三人扶助総額二億七千七百餘万円である。これを前年度と比較してみると保護世帯は、延一六九減少し反面保護者は延六、六一四人増加し、更に扶助費においては、一千三百餘万円増加しているが中でも医療扶助が首位を占め総体の五割強である。

これらの現状からして適用後における保護者の自立性助長、勤労意欲の喪失防止、等の面から保護指導の徹底を図るとともに受給適確者の漏給等についても適切な救済を期するよう一層現地機関の指導に配慮された。

二 保護行政事務の査察指導と職員の内任訓練につき一層努力すること。

生活保護法を中心とする福祉三法の実施について努力はしているけれども更に現地機関に対する事務の査察指導、並びに担当職員の現任訓練等は強力に実施し保護行政運営の合理化、効率化に配慮することが緊要である。

また新市の福祉事務所に対する指導についても特に意を用いられた。

三 福祉事務所の適正人員配置につき再検討を要するものがある。

即ち、地方事務所廃止に伴い同所民生課に属する職員並びに業務をそのまま移譲したものであるが町村合併

により新に市に編入された町村もあり、一面福祉事務所相互の事業量を勘案しこれに応じた適切、且つ効率的人员配置に再検討を加えるべきものがあるので当局の検討を望む。

婦人児童課 昭和三十一年十月十日監査

監査委員 山本 四郎

同 近藤 伝一

一 児童相談所の組織強化と運営指導につき考究すること。

県下の問題児は、逐年増加の傾向を示し相談業務は活潑化しその内容も児童の調査指導並びに判定及び措置は科学的しかも専門的分野であつて従来から指摘している判定員、精神科医の委嘱問題、児童福祉司の完全配置等未解決事項が多く医学的、心理学的、精神判定に支障を生じている。

また問題児は、家庭環境に原因する場合がその大部分を占めている実情にかんがみその運営に当つては施設入

所も限度があるので家庭指導に重点を置く等、相談所業務の運営方針に根本的再検討を加えるとともに専門職員の委嘱強化等早急対策を講ずべきである。

二 児童福祉施設の整備事業の推進について努力すること。

即ち県施設の整備は年次計画により努力しているが財政事情等によつてその推進は遅々としている。さきに奨徳学校、皆成学園等の監査報告にも意見を述べた如く折角の整備費も裏付財源の調整困難のため不執行或は繰越措置していたが児童福祉の本質からしてこの点一層努力されたい。

なお奨徳学校寮舎の整備(水道敷設を含む)については収容児童の特殊性より緊急事と認められるのでこの点県当局の配慮を煩したい。

三 母子福祉資金貸付事業の計画的、効率的執行につき次の点留意検討すること。

1 本年度貸付申込額一千九百七万余円に対しこの貸付決定額は一千二百二十五万余円でその割合は件数

七〇・五%(前年度九八・四%)金額五九・〇%(前年度七一・二%)で何れも貸付総額は大差はないが前年度より下廻つてゐることは事業継続資金の増加によつて新規貸付分にしわよせされてゐるものである。

貸付金のうち生業資金、事業継続資金、修学資金の三資金は一千六十七万余円で件数では九三・一%金額で九四・九%を占め、反面、技能修得、生活資金は依然として低調であるので一層趣旨の徹底を図り資金の有効、適切運営に留意すること。

2 資金貸付に当つては比較的厳選で貸付決定は公正に行われてゐるものと思われが貸付後の指導等に一層留意すべきものがある。

3 本年度における貸付償還計画額五百四十七万余円に対しその償還額(元利)は五百三十三万余円でその率は九二・五%であるがこの償還額は、繰上償還額が含まれてゐると計画額には、第三次以降(十二月以降)貸付決定した償還額が見込まれていない

のでこれらを考慮すると一層回収に努力を要する。
4 貸付償還並びに指導事務は母子相談員が当たっているがその件数金額は逐年増加しており事務の円滑が期し難い面があるので専任職員配置につき検討の余地がある。

保 険 課 昭和三十一年十月十日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 国民健康保険再開促進に一層努力すること。

即ち四市四十九町村のうち二市三五町村(三十年度十二町村再開)実施し被保険者数九月末現在二十九万六千余人に達しているが残りの二市十四町村は今後の普及活動の余地を残している。

未実施町村に対し社会保障制度実施基盤としてその普及向上には更に一段と努力を要すべきである。

なお普及促進経費の増額について考慮する必要があると思われる。

二 国民健康保険の育成指導につき一層配意すること。

即ち本年一月実施町村の財政状況調査の結果、赤字保険者が増大しているが単に事務監査に終始することなく保険財政の確立と給付内容の充実に向上等効率的な運営面についても更に十分留意し改善指導を図ることが肝要である。なお実施市町村の円滑な運営は、今後の未実施市町村に対する普及活動に影響を及ぼすことも思考されるので運営状況のはあくに努め殊に直営診療施設を有する町村に対しては特に留意し育成指導の万全を期すべきである。

勞 政 課 昭和三十一年十月十日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 事業予算の強化につき考究する要がある。

本年度における本課の事業費関係経費は前年度に比較し総体において縮減されている。殊に労働教育費関係が甚しく労働行政の根幹である労使双方の教育は経費

的的に支配され大きく制約をうけ成果は期待でき難い状態である。

また出先機関の組織運営の合理化についてもさきに県下労政事務所監査報告にも強く指摘している如く根本的検討の余地がある。県は予算の強化を図り、有効なる活動に資し、労働行政の徹底を期すべきと思われるので慎重考究されたい。

なお本年度は電産、全電通、全建設の全国大会が本県において開催された関係もあつて県内労使の教育啓蒙が手薄となつた憾もあるが、特に労働文庫等についてみてその活動はまひ状態であるのでこの点留意検討されたい。

職業安定課 昭和三十一年十月十日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 本年度失業対策の割当人員は、九六〇名(県三六〇鳥取市一七〇、米子市二五〇、倉吉市九〇、境港市九

〇)であつて就労計画を樹立したが就労者の増加に伴い適格者一、八〇〇人を超える状態で一ヶ月平均二二日〇二二日の就労日数を確保することができず民間、公共事業への吸収率は一八、八日就労となり完全就労が困難視されているので特別一般失業対策事業の拡大を強く政府に要請し完全就労を図ることが肝要である。

二 公共職業補導所の運営についてはさきに該所の監査報告に指摘要望した如く、未解決事項が多く認められる。特に完全補導のための指導員の充実強化については不十分である。不足職員臨時的任用職員により漸く窮状を打開している現状であるが国の基準からしても整備を要すべきである。

また施設においても老朽化した機械器具も相当あつて基礎的補導にこと欠ぐ現状であるが労働市場の要請に応ずる諸設備の整備は年次計画によつて逐次整備すべきと思われる。

なお本県産業の進展と労働市場の要望に応じ現在の補

導科目の改廃新設等についても考究されたい。
 三 大阪通勤寮の運営管理に当り種々考究すべきものが
 あるので充分研究し遺憾なきよう適切なる措置を講ぜ
 られたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火 金

発 印

鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取

刷 印

刷 所

鳥取県